

10 台風等による風水害への対応について

近年、激甚化・頻発化する風水害により、全国各地で甚大な被害が発生している。

このうち静岡県では、令和7年9月5日の台風第15号の影響により、線状降水帯による非常に激しい雨が降り続き、国内最大級の竜巻等の突風も発生し、多数の住家被害が生じた。

地方自治体では、発災後、被災者のニーズにきめ細やかに対応し、速やかな生活再建へと繋げるため、全力を挙げて災害応急対策に取り組んでいるが、一層の被災者生活再建支援の推進を図るため、国において、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 被災者生活再建支援法の適用区域の不均衡の解消

現行制度では、住宅の全壊被害を受けた世帯が市町村単位で一定以上発生したことが要件となっており、台風等による被害が、複数の都道府県や市町村をまたぐ広範囲に及んだものであっても、被災者生活再建支援法が適用される市町村とされない市町村が混在する。

法の適用に当たっては、被害状況を広域的な視点で判断し、法の適用を受ける市町村が1つでもある場合は、被災した全ての市町村に適用するなど、適用区域の不均衡の解消を図ること。

2 風害に係る住家被害認定調査の簡易判定基準の策定

風害では、屋根等の大部分に被害が生じている場合でも「全壊」と判定するためには、内観調査をする必要があることから、調査業務に時間を要している。水害や地震と同様に、外観の被害程度によって迅速に判定できるようにする必要があるため、簡易な調査方法を策定すること。

3 災害救助法における生活必需品の給与又は貸与の対象品目拡大

猛暑をはじめとした現在の気候変動や現在の生活水準を踏まえると、必需品として考えられるエアコンや冷蔵庫などの家電製品が対象外となっているため、被災者の健康管理や衛生管理の観点から、エアコンや冷蔵庫などの家電製品についても、生活必需品の給与又は貸与の対象品目として拡大すること。

4 局地激甚災害指定基準（中小企業）の緩和

中小企業の局地激甚災害指定基準は、昭和 43 年に規定されてから改正されておらず、公共土木施設や農地等の災害復旧事業が激甚災害指定基準に該当する場合でも、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例については、局地激甚災害にさえ指定されないことが多い。被災中小企業へ手厚い再建支援を実施するため、局地激甚災害の指定基準の緩和を行うこと。